

## 令和5年度 豊川市内部統制評価報告書 附属資料

### 1 内部統制評価報告書に記載している評価について

#### (1) 評価対象期間及び評価基準日

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日とします。

#### (2) 評価方法

評価は、財務事務所管課が抽出した財務事務等に係る「全庁リスク」について、その対応策に係る不備の有無を確認します。

#### (3) 有効性の有無

内部統制の不備は、内部統制が存在しない場合や規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない場合等の「整備上の不備」と、整備段階で意図した内部統制の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させた「運用上の不備」からなります。このような不備が確認され、かつ、当該不備が整備又は運用上の「重大な不備」に該当した場合は、内部統制が有效地に機能しなかったものと評価します。

なお、「重大な不備」とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、市及び市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる可能性の高いもの又は実際に生じさせたものを言います。

### 2 内部統制に関する整備状況

本市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」に示されている内部統制の基本的要素に係る評価の基本的な考え方及び評価項目について、次のとおり該当する規則・指針等を整理しています。

## (1) 内部統制に関する整備状況

### ア 統制環境

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	
	1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	豊川市職員倫理規程
	1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	職員の懲戒処分等の指針 豊川市職員の分限処分の基準等に関する要綱
2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	豊川市部等設置条例 豊川市行政組織規則 豊川市内部統制基本方針 豊川市内部統制推進会議
3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。 3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	豊川市人財育成基本方針 内部統制全体研修の実施 (R1：管理職、R2：係長級 ①、R3：係長級②、R4：主任級①、R5：主任級②) OJT推進マニュアル  人事評価マニュアル 職員の懲戒処分等の指針

## イ リスクの評価と対応

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することができる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	豊川市職員定数条例 第6次豊川市定員適正化計画
	4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	リスク管理手順 リスク管理シート
5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	豊川市におけるリスク管理について リスク管理手順 リスク管理シート
	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全般的なものであるか否かを分類する。 (2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要度によって分析する。 (3) リスクに対してもうなる対応策をとるかの評価を行う。 (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。	リスク管理手順 リスク管理シート
	5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	リスク管理シート 豊川市内部統制推進会議
6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	リスク管理手順 リスク管理シート 豊川市内部統制推進会議

## ウ 統制活動

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	リスク管理手順 リスク管理シート 豊川市内部統制基本方針 内部統制庁内委員会
8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討 8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	豊川市部等設置条例 豊川市行政組織規則 豊川市決裁規程 豊川市行政経営改革プラン 2025  リスク管理シート 内部統制庁内委員会

## エ 情報と伝達

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。 9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。 9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	豊川市部等設置条例 豊川市行政組織規則 豊川市情報公開条例 豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 豊川市文書取扱規程
10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	豊川市文書取扱規程

	10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	豊川市内部公益通報に関する要綱 豊川市外部公益通報に関する要綱 豊川市外部公益通報に関する事務処理要領
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

## オ モニタリング

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	リスク管理シート 内部統制庁内委員会
	11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	リスク管理シート 内部統制評価報告書

## カ ICTへの対応

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	豊川市情報化推進基本方針 豊川市情報セキュリティポリシー
	12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	豊川市情報化推進基本方針 豊川市情報セキュリティポリシー
	12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	豊川市情報セキュリティポリシー 情報セキュリティ実施手順 豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書

	<p>12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。</p>	<p>豊川市情報セキュリティポリシー 情報セキュリティ実施手順 豊川市個人情報の取扱いに関する管理規程 豊川市情報漏えい事故対応マニュアル</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

### 3 内部統制に関する評価

#### (1) 評価結果

各課は令和6年3月31日を基準日として、リスク管理シートにより評価を実施しました。

その結果、運用上の不備が28件あり、そのうち2件が重大な不備に該当すると判断しました。このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において、有效地に運用されていないと判断しました。

評価においては、財務事務所管課及び各課による自己評価及びリスク対応策の不備の有無に加え、内部統制評価担当による評価を行い、運用上の不備を把握しました。把握した不備については、再発防止等への事前の組織的対応、結果の重要性、故意の有無、過失の程度、重大なコンプライアンス違反、懲戒処分の有無などを総合的に勘案し、市及び市民に対しだけ経済的・社会的不利益を生じさせたかどうか等の検討を行い、重大な不備の該当性を判断しました。

分類	件数	内訳	件数	
			整備上 の不備	運用上 の不備
予算	0		0	0
収入	4	調定金額に関する誤り	0	3
		調定時期に関する誤り	0	1
支出	23	支出負担行為に関する誤り	0	1
		(支出負担行為兼) 支出命令に関する誤り	0	14
		支払日に関する誤り	0	3
		返納手続きに関する誤り	0	1
		契約書の作成時期に関する誤り	0	1
		消費税等に関する誤り	0	3
決算	0		0	0
契約	0		0	0
現金及び有価証券	0		0	0
時効	0		0	0
財産	1	行政財産使用許可・貸付手続の誤り	0	1
その他	0		0	0
計	28		0	28

## (2) 重大な不備（2件）の内容と是正内容

令和5年度は、市営住宅の管理運営で発生した一連の不備について、その状況から2件の重大な不備と判断しました。

### ア 事案

#### (ア) 行政財産目的外使用許可に係る許可書発行等の遅延

建設部建築課における市営住宅の上空占用について、令和4年度から令和5年度にかけて、外部事業者より行政財産目的外使用許可申請が提出されましたが、許可基準を満たしているにも関わらず、許可証発行手続きが遅延する事案が発生しました。

#### (イ) 敷金還付処理業務の遅延

建設部建築課における市営住宅の敷金還付処理業務について、令和2年度から令和5年度にかけて、還付を遅延する事案が発生しました。

### イ 原因

申請書類等を担当者のみで管理するなど、組織的な業務管理や情報共有ができていなかったため、申請書類等の適正な保管や進捗管理ができず、事務処理に遅延が生じてしまいました。

### ウ 重大な不備とした理由

組織として業務の進捗管理、情報共有ができるおらず、複数年にわたり手続きが遅延し、関係者に大きな不利益を生じさせてしまったため。

### エ 是正事項

建設部建築課において、組織的に業務を管理できる体制を再構築しました。具体的には、組織的な業務の進捗管理を行うこととし、申請等への対応状況の確認、未処理事案の情報共有と確実な対応ができる体制を確立しました。これにより現在は、適切な状況に回復しております。

また、本事案の内容と対応策については、全庁的に周知することで、再発防止に向けた取り組みを行いました。

## (3) 運用上の不備（重大な不備を除く）と是正内容

別紙「令和5年度におけるリスクの発現状況」のとおり

上記の運用上の不備については、原因を特定した上で、担当課におい

て、複数職員でのチェックの実施、事務手順の再確認や見直しなど再発防止策を検討し実施しました。